

学校におけるがん教育に係る外部講師派遣事業 実施要項

1 目的

がんは、山梨県の死亡原因の第1位である。また、日本人の2人に1人は、一生のうち何らかのがんにかかると推測されている。

がん対策基本法のもと政府が制定した第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～）においても、「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」についてより一層効果的なものにするために、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要であるとしている。

また、平成29年・30年に改訂された学習指導要領において、中学校及び高等学校の保健体育科でがんについても取り扱うことが明記されるとともに、がんの予防や回復に関する内容の充実が図られた。

本事業は、対象とする学校に、がん教育推進のための外部講師招聘に係る経費について補助し、生徒ががんに対する正しい知識とがん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。

2 対象

公立中・高等学校及び県立特別支援学校中学部・高等部

3 申込方法

外部講師によるがん教育を希望する学校は、指定された期日までに、別紙3「学校におけるがん教育推進のための外部講師活用についての協力機関・団体・個人」から希望する協力機関・団体・個人を選択し、別紙2「学校におけるがん教育に係る外部講師派遣 依頼書」を以下の申し込み先に、FAXかメールにより送付する。

なお、予算限度額になり次第、受付を終了とする。

申し込み先 山梨県教育庁保健体育課 保健給食担当

4 実施方法

(1) 講師

別紙3「学校におけるがん教育推進のための外部講師活用についての協力機関・団体・個人」に所属する者とする。

(2) 内容

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」（文部科学省発行）に留意し、外部講師と学校でテーマ等について調整の上、実施する。なお、必要物品は原則、学校が調達する。また、「がん教育推進のための教材」（文部科学省）、「小学生・中学生・高校生用リーフレット」（県教委）等を積極的に活用すること。

5 実施状況報告書の提出

がん教育を実施した学校は、指定された期日までに、別紙4「学校におけるがん教育に係る外部講師派遣 実施状況報告書」を申込先へ提出すること。

(附則)

この要項は、令和5年6月12日から適用する。